

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪等により被害を受けた犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の犯罪被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 物品の供与又は貸与、役務の提供等の方法による犯罪被害者等に対する援助事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 犯罪被害者等の自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等の援助事業
- (6) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (7) 第1号から第5号までに掲げる業務に従事する者の養成及び研修事業
- (8) 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、三重県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった個人、団体又は学識経験者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 特別会員は、総会において承認を受けた者とする。

(会費)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事

会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を理事会において別に定める書面で通知し、かつ、総会において当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款及び規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する決議がなされたときは、当該会員に対し、理事会において別に定める書面で通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。

2 前項の規定により会員の資格を喪失した場合には、既に納められた会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併等
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項及び書面又は電磁的方法により議決権を行使できる場合にあってはその旨を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

4 書面又は電磁的方法で議決権を行使できる場合については、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に特別な定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併等

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とし、2 名を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号

の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定し、理事会の決議により解職する。この場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

3 各理事及び監事について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第10号及び第11号に規定する基準に適合していなければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、4か月を超える間隔で毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その他法令で認められた権限を行使することができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(センター長及び顧問等)

第26条 この法人に公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター長（以下「センター長」という。）を1名、顧問及び名誉顧問（以下「顧問等」という。）を若干名置くことができる。

2 センター長は、次の職務を行う。

(1) 理事会で別に定めるこの法人の管理部門及び事業部門の総括責任者として適正な業務の指導監督に当たること。

(2) 理事長を補佐し、理事会から諮問された重要事項について意見を述べること。

(3) その他理事長が委嘱した事項を処理すること。

3 顧問等は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の求めに応じて、理事会及び総会に出席し、意見を述べること。
- (2) 理事長が委嘱した事項の処理について協力すること。

4 センター長は副理事長の中から、顧問等は学識経験者又は有識者の中から、それぞれ理事会の決議により理事長が委嘱する。

5 センター長及び顧問等の任期及び解任並びに報酬等については、第 23 条から第 25 条までの規定を準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会に付議すべき事項の決定
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも同様と

する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成の上、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するほか、官報に掲載する方法により行う。

第10章 組織及び運営

(組織)

第43条 この法人に、法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会において別に定めるところにより理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(備付け帳簿及び書類)

第44条 この法人の主たる事務所には、第36条第1項及び第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 登記に関する書類
- (2) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (3) 理事会で定める各種規程
- (4) その他法令で定める書類及び帳簿

- 2 前項並びに第36条第1項及び第2項の帳簿及び書類に関する謄写については、請求者からその謄写に係る費用の弁償を受けるものとする。

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 公安委員会への報告等

(公安委員会への報告等)

第47条 この法人は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づく犯罪被害者等早期援助団体として、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ関係書類を提出しなければならない。ただし、第3号の事項については、毎事業年度終了後3月以内に公安委員会へ関係書類を提出しなければならない。

- (1) 役員に変更があったとき。
- (2) 事業計画書及び収支予算書を作成し、又は変更しようとするとき。
- (3) 事業報告書及び収支決算書を作成したとき。
- (4) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（以下「援助団体規則」という。）第1条第2項第1号から第5号までに掲げる書類又は同項第8号から第10号までに掲げる書類の内容に

変更があったとき。

- 2 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会へ届出書を提出しなければならない。
 - (1) 定款を変更しようとするとき。
 - (2) 法人を解散しようとするとき。
 - (3) 第4条第1号から第3号まで及び第8号の事業のいずれかを廃止しようとするとき。
 - (4) 主たる事務所の名称、所在地及び代表者の氏名を変更しようとするとき。
- 3 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 援助団体規則第1条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとするとき。
 - (2) 援助団体規則第1条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程を変更しようとするとき。
- 4 この法人は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由も含む。）及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

附 則

- 1 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。
- 2 この定款は、法人法並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の代表理事は齋藤彰一とする。